

# 吉川市くらしの会規約

(名称)

第1条 この会は、吉川市くらしの会と称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、吉川市産業振興部商工課内に置く。

(目的)

第3条 安心・豊かな消費生活を目指すべく、創意と良識を培い、地域社会の発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 消費生活に関する学習活動
- (2) 消費生活の改善向上、地域社会の発展を図るための各種研修や教室等の開催
- (3) その他、この会の目的達成に必要な事項

(会員)

第5条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。

- (1) この会の趣旨に賛同する吉川市民
- (2) その他、生活の合理化と地域発展に関心を持つもの

(役員を選出)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 書記 1名
- (6) 委員 若干名

2 前項の役員は、総会において会員のうちから互選する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、事務局と連絡を密にし、この会の運営にあたる。

- 4 監事は、会計の監査を行う。
- 5 会計は、会の出納の一切を行う。
- 6 書記は、会議等の記録を行う。

(会議)

第9条 会議の開催は次のとおりとする。

- 2 総会は年1回会長が招集し、次の事項を審議する。
  - (1) 事業計画、収支予算書の審議及び決算の承認
  - (2) 役員を選出及び規約の改廃
  - (3) その他必要と認めた事項

3 総会の成立は会員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

4 役員会は、必要に応じ会長が招集し、本会の運営及び会の事業を計画立案する。

(経費)

第10条 この会の経費は会費、補助金及びその他をもって充てる。

2 会費は、年額500円とする。

(会計年度)

第11条 この会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会にはかって別に定める。

(附則)

本規約は、昭和51年5月14日から施行する。

(附則)

本規約は、昭和56年5月26日から施行する。

(附則)

本規約は、昭和58年4月20日から施行する。

(附則)

本規約は、昭和59年5月24日から施行する。

(附則)

本規約は、昭和61年5月15日から施行する。

(附則)

本規約は、平成2年5月11日から施行する。

(附則)

本規約は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

本規約は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

本規約は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

本規約は、平成 1 2 年 4 月 1 9 日から施行する。

(附則)

本規約は、平成 1 4 年 4 月 1 1 日から施行する。

(附則)

本規約は、平成 2 5 年 4 月 2 5 日から施行する。

(附則)

本規約は、平成 3 0 年 4 月 2 5 日から施行する。

## 吉川市くらしの会細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、吉川市くらしの会の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(会費未納の会員)

第 2 条 会費未納の会員は、1 年間の猶予をもって退会とみなす。

(附則)

本細則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。